

令和3年度 福祉サービス第三者評価  
評価結果報告書【保育所版】

古川保育園

川崎市幸区古川町 120



○第三者評価 報告書 ページ 報告書 1～4

○第三者評価 結果

共通評価 ページ 評価結果 1～13

内容評価 ページ 評価結果 14～20



特定非営利活動法人

かながわアドバンスサポート

## &lt;別紙1&gt;

## 第三者評価結果報告書

## ① 第三者評価機関名

特定非営利活動法人かながわアドバンスサポート
------------------------

## ② 施設・事業所情報

名称：古川保育園	種別：保育所
代表者氏名：村田 淳子	定員（利用人数）： 130名
所在地：川崎市幸区古川町120	
TEL：044-522-6301	ホームページ：
【施設・事業所の概要】	
開設年月日 1952年8月15日	
経営法人・設置主体（法人名等）：神奈川県川崎市こども未来局保育事業部	
職員数	常勤職員： 23 名 会計年度任用職員 16 名
専門職員	保育士 20 名 用務員 1 名
	看護師 1 名 園長 1 名
	栄養士 1 名 園長補佐 1 名
	調理員 2 名
施設・設備 の概要	保育室 10 室 園庭 屋上園庭
	給食室 1 室 支援スペース

## ③ 理念・基本方針

<p>【保育理念】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの権利を保障し、未来を担う子どもたちの生きる力の基礎を育む保育</li> </ul> <p>【保育目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・心身ともに健康な子ども</li> <li>・自分で考え、行動できる子ども</li> <li>・感動や思いを自分なりに表現できる子ども</li> <li>・食べることに関心を持ち、意欲的に食事ができる子ども</li> </ul> <p>【基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの情緒の安定化を図り、安全で清潔な環境を整え、安定した園生活を送れるようにしていく</li> <li>・個人差に配慮し温かく受容し、個々の生活リズムを整え、心地よく一日が過ごせるよう援助していく</li> <li>・子どもの良さを認め、自己を十分に発揮できるよう心豊かな個性を育てていく</li> <li>・季節感を大切にしながら様々な遊びの中で、子どもたちが意欲的に遊べる環境を作っていく</li> <li>・友達や異年齢との交流を通じ、一緒に遊ぶ楽しさを感じることで遊びを作り出していく力や思いやりの気持ちを育てていく</li> <li>・地域に開かれた保育園として専門性を活かした子育て支援を行う</li> </ul>
---

## ④ 施設・事業所の特徴的な取組

## 【立地および施設の概要】

本園はJR南武線矢向駅から徒歩15分、市営バス、臨港バスでは川崎駅西口から「太陽日酸前」バス停下車6分の住宅地に立つ鉄骨造り3階建ての新築園舎です。敷地1185平米、延べ床面積1013平米、定員130名の大規模保育園です。

川崎市直営で昭和27年開設した歴史ある保育園です。令和2年9月新改築する際、職員が設計段階からアイデアを出し合い、部屋はぬくもりのある木材を使用、2階は乳児が入るので床暖房にし、各部屋にはシャワー設備をつけた子どもには快適な建物となっています。

温度換気管理は事務室からの中央制御です。園玄関と支援スペースの入り口には防犯カメラがあり4画面24時間録画可能です。地上と屋上の2か所に園庭があります。1、2、3、4歳児は少人数保育をするために2部屋ずつ分かれて入ります。園舎建設の際、地域支援のためのスペース「ひまわりルーム」を地域活動の拠点として新設してあります。

## 【園の特徴】

## 【幸区「新たな公立保育所」のランチ園として地域への貢献】

本園は川崎市が進める「10年戦略」の1つ「こどもたちの笑顔があふれるまちづくり」を目指しての「新たな公立保育園のありかた」に基づき、保育園再編成のなかで幸区のランチ保育所として指定されています。センター園は河原町保育園 ランチ園として夢見が崎保育園が指定されています。民営保育園化を進めている川崎市では各区に公立保育所としてセンター園1、ランチ園2を残して後すべて民営化を行っています。民間保育所に対する支援の充実や指導監督の強化を図るため、現場でのノウハウやスキルを継承するために「新たな公立保育所」として各区3園に「地域の子ども・子育て支援」「民間保育所等への支援」「公・民保育所の人材育成」の機能をもたせてあります。

本園では御幸エリア担当としてこれら3機能と役割を果たす多くの事業計画があります。

・役割の1つ「地域の子ども・子育て支援」事業概要は次のようです。

①地域に開かれた機能の拡充として親と子どもの体験保育、プレママ、プレパパ応援事業、②子育て相談、情報発信の機能充実、③保護者、子ども相談機能、要支援児童への相談、関係各機関との連携強化、

などが本園に課せられた役割で全体的な計画にも明記されています。

・本園の取組みを事業計画でみると ・各種講座として、離乳食年3回、保健年3回、保育2回、保育連続2回、父親の体験講座3回、 ・体験保育として〈同じ学年随時〉、親子でランチ20回、遊びの広場10回、室内（ひまわりルーム）開放平日AM、園庭開放連日〈祝祭日休み〉、育児相談連日〈祝祭日休み〉など子育て、地域支援プログラムが豊富に並んでいます。コロナ禍の今年は対面交流、集合交流が自粛されたために、僅かしか実施できていません。

## 【地域住民が気軽に立ち寄れる「ひまわりルーム」に多くの保護者が来ています】

「古川保育園へ遊びに来ませんか ひまわりルーム」のチラシ「月曜～金曜・9～12時・予約なしOK」。看護師、栄養士、保育士がいてどんな相談にも応じています。ここでは「ベビーカースルーで絵本の貸し出し」が人気で年齢に応じて絵本3冊をセットにして部屋に上がらないまま貸出しています。半年間で249件の貸し出しを記録。幸区の子ども子育ての拠点として役割をもつ本園の付属施設として多くの住民に活用されているようです。この地区にはマンションが多く、孤独で不安な気持ちを抱えているママさん方のために、安らぎを与えるのをこの施設は果たしています。

## ⑤ 第三者評価の受審状況

評価実施期間	2021年9月24日（契約日）～ 2022年2月28日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	3回（2016年度）

## ⑥ 総評

## ◇特に評価の高い点

## 1. 身体づくりに園挙げて 乳児から幼児まで目標を定め 取り組む

本園の「大事にしていること」の一番目にあるのが身体作りです。自分の身体を守るために身のこなしがよくなるように 丈夫な身体を作ります。リズム遊びや触れ合い遊びを0歳児から5歳児まで取り入れ「乳児のリズム遊び年間計画」「幼児の・・・」として実施し、「園だより」＜11月＞でもその狙いを保護者へ伝えていきます。1歳児は自分で階段を上り下りでき、バランスボード渡りができる 5歳児は竹馬や一本下駄などできるなど目標をもって遊びのなかで実現できる試みです。その成果が「秋空のカーニバル」でキッズソーラン踊り、トラック周回かけっこ タッチリレー 縄跳び競争、体操などで披露されました。保護者は「子どもがどのような集団生活を過ごしているのか実際目にできなかつたことがカーニバルのおかげで確認することができました。こどもの世界が広がっているのを感じました」と、また「どんなに失敗してもあきらめず最後までやりとげた缶ポックリには涙をこらえるのに必死でした。「またやりたい！」と自信をもっている姿に嬉しさがこみあげてきました」と感想を漏らしています。

## 2. 発達障害児向けの研修 全員で。相談支援を強化

本園には発達相談支援コーディネーターの資格者が6名在籍し各部屋に配置されています。増加する発達障害児でどの保育所も対応を苦心しています。本園は専門家〈澤井先生〉を招き3回にわたり全職員27名が自費で受講、研鑽し、保育に生かしています。来年も予定しています。コーディネーターは年間の計画を立て、保育の傍ら保護者の個別相談に毎月土曜日を設定して2時間の間個別相談に応じています。

園内では事例をもとにカンファレンスと個別対応の取組を行い、情報の共有をしています。年4回の「だより」を出しリーフレットも出し、気になる子の保護者向けの活動を活発に行っているようです。

## 3. 「幼児期の終わりまでに育って欲しい姿」への芽生えを早期に探す試み

「自立心」「社会生活への関わり」など「幼児期の終わりまでに育って欲しい10の姿」を保育現場で見られる子どもの行動からその姿の萌芽を見つけて「エピソード記録」として残して その行動を育ててゆこうとするユニークな試みがあります。0歳児から5歳児まで全クラスで子どもの何気ない行動を観察して それが「10の姿」のどれに該当しているか○をつけて、保育者の「考察」を書き込んでいくA4一枚の紙です。毎日の記録として各クラスの常備するファイルに蓄積されています。保育者の観察力と知識が要求され、子どもの発達過程と方向づけができる貴重な資料となっています。

## ◇改善を求められる点

## 1. ブランチ園としての事業には人員補充を

「新たな公立保育所」のブランチ園として付与された機能を果たすためのいろいろな多くの事業が、通常の保育園としての職務遂行力を超えているように感じます。3つの機能を果たすためには人材の補充が必要かもしれません。

## ⑦ 第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

今回の第三者評価の受審をきっかけに、改めて職員間でグループにわかれて、保育理念・保育目標・基本方針等を中心に見直しいろいろな意見を出し合い確認することができました。また新たな公立保育所として、建て替えのランチ園としての役割をさらに意識して向かうことができました。経験豊富な保育士が多く、色々な個性豊かな子どもに対して保育は柔軟にすすめてきましたが、保育の特色をはっきり出して、目標に向かって意識して語れることを大切にしてきました。建て替えの際には、子どもたちが快適に過ごせるよう職員が考え、意見を反映させて使いやすい園舎となっています。以前怪我が多かったことから、身体づくりについて園内研修を行い、全年齢で、共通目標を持って取り組みました。職員の意識もあり、しなやかで丈夫な身体づくりにつながっています。保護者のアンケートやご意見も受け止めて、コロナ禍により、十分できなかった散歩や戸外遊びもできるかぎり、取り入れていきたいと思えます。今後も地域の保護者や子どものために、地域支援スペースの活用を充実させ、発達相談支援コーディネーターを中心にそれぞれの子どもにあわせた細やかな保育や対応を学び合い、保育にいかしていきます。古川保育園職員がチームにまとまって、子どもの権利を保障し、人的・物的な環境を整え、子どもたち自らが育つ主体性を尊重した保育をこれからも目指していきたいと思えます。

## ⑧ 第三者評価結果

別紙2のとおり

### 第三者評価結果 古川保育園

#### 評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

##### I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
【1】	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本年度より川崎市公立はすべて同じ保育理念となり、理念は「子どもの権利を保障し、未来を担う子どもたちの生きる力の基礎を育む保育」としております。</li> <li>・基本方針として、「子どもの情緒の安定化を図り、安全で清潔な環境を整え、安定した園生活を送れるようにしていく」「個人差に配慮し温かく受容し、個々の生活リズムを整え、心地よく一日が過ごせるよう援助していく」「子どもの良さを認め、自己を十分に発揮できるよう心豊かな個性を育てていく」「季節感を大切にしながら様々な遊びの中で、子どもたちが意欲的に遊べる環境を作っていく」「友達や異年齢との交流を通じ、一緒に遊ぶ楽しさを感じることで遊びを作り出していき力や思いやりの気持ちを育てていく」「地域に開かれた保育園として専門性を活かした子育て支援を行う」として、保育全般にわたる基盤を明確にしています。</li> <li>・保育目標は、「心身ともに健康な子ども」「自分で考え、行動できる子ども」「感動や思いを自分なりに表現できる子ども」「食べることに興味を持ち、意欲的に食事ができる子ども」とし、子ども本位の保育姿勢を前面に打ち出しています。</li> <li>・理念・基本方針は保育説明会資料、園見学の際に配付する園の概要、保育冊子、「入園のしおり」に掲載し、川崎市のホームページにも載せています。</li> </ul>		

##### I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
【2】	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・川崎市公立保育園は川崎市の総合計画に組み込まれて事業運営がなされており、現在は「川崎市総合計画第2期実行計画」「川崎市財政改革第2期プログラム」「地域包括システム」等に基づき、「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」の中で園運営がなされています。</li> <li>・川崎市総合計画には「かわさき10年戦略」があり、7つのメイン戦略の2番目に「戦略2;【どこよりも子育てしやすいまち】をめざす」としており、公立保育園の役割は重要です。</li> <li>・総合計画の具体的ながれとして、「新たな公立保育所」の機能;①地域の子ども・子育て支援、②民間保育所等への支援、③公・民保育所人材育成、④インクルーシブ保育(子どもの多様性を温かく受容する)、⑤自己評価等、⑥職員の資質の向上、の実行を責務とされているため、これは園の全体的な計画にも組み入れて進めています。</li> </ul>		
【3】	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・川崎市保育事業部運営管理課、幸区保育総合支援担当、公立保育園園長と連携し、情報共有や課題の改善にとりくんでいます。</li> <li>・毎月在園人数を運営管理課に報告するとともに、児童家庭課と空き状況を把握し、ホームページに公表して待機児童に配慮しています。</li> <li>・御幸地区の子育てに関する課題などを、関係機関との連携の中で把握し、保育総合、児童家庭課、地域支援課などとこまめに情報を交換し合っています。</li> <li>・その中で浮かび上がった課題については、書類、口頭にて園長に報告し、職員会議などで全職員に周知し、課題解決に向け検討しながら進めています。</li> </ul>		

## I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
[4]	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・川崎市公立保育園は川崎市の総合計画に組み込まれて事業運営がなされており、現在は「川崎市総合計画第2期実行計画」「川崎市財政改革第2期プログラム」「地域包括システム」等に基づき、「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」の中で園運営がなされています。来年度から第3期計画に進みます。</li> <li>・川崎市総合計画には「かわさき10年戦略」があり、7つのメイン戦略の2番目に「戦略2:【どこよりも子育てしやすいまち】をめざす」としており、公立保育園の役割は重要です。</li> <li>・総合計画の具体的なながれとして、「新たな公立保育所」の機能:①地域の子ども・子育て支援、②民間保育所等への支援、③公・民保育所人材育成、④インクルーシブ保育(子どもの多様性を温かく受容する)、⑤自己評価等、⑥職員の資質の向上、の実行を責務とされているため、これは園の全体的な計画にも組み入れて進めています。</li> </ul>		
[5]	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公立園の単年度計画(事業計画)は、「新たな公立保育所」の機能に則り、①地域の子ども・子育て支援、②民間保育所等への支援、③公・民保育所人材育成、④インクルーシブ保育(子どもの多様性を温かく受容する)、⑤自己評価等、⑥職員の資質の向上、などのテーマ別事業計画となり、テーマごとの責任者も決めたプロジェクトチームで会議や打ち合わせを行い、進めています。</li> <li>・プロジェクトチームからは「かわさき10年戦略」に則った上記①～⑥のテーマそれぞれから「年間計画及び実施報告書」が策定され、いつまでに誰が何をやるかまで具体化された計画書が提出されます。</li> <li>・本計画書には実施報告書様式も組み込まれているため、進捗状況及び実施後の反省欄も設けてあり、必ず内容の評価があって完了する仕組みです。</li> </ul>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
[6]	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画の各テーマには職員全員参加が前提となっており、各担当、各クラス、学年、乳児、幼児、リーダー、フリー、給食のメンバーで会議を計画的に持ち、意見交換して状況把握や課題解決に取り組んでいます。</li> <li>・幸区保育総合支援担当者が週3回古川保育園に出向き、民間保育園との相談に乗ったり、園職員と情報交換、打ち合わせを定期的に行い事業テーマの進捗状況を確認しています。</li> <li>・「民間保育所等への支援」のテーマでは、保育ポイント集などの資料を配ったり、マスク配布物などの実施について、それらの会議記録は回覧して職員周知を図っています。</li> </ul>		
[7]	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・古川保育園の冊子には事業計画を記載し、保育説明会、懇談会、保護者会において説明しています。</li> <li>・各テーマごとの事業計画の取組については「園だより」「クラスだより」に掲載し配布また、必要なら「コドモン配信」や掲示にも伝えていきます。「コドモン配信」についてはイラストなど入れわかりやすく伝えますが、個人情報に触れるものは配信していません。</li> <li>・保護者会もコロナ禍では、紙面総会にせざる得ず、しかしながら、役員会などからは活発な意見をもらい、子どもたちのために役立っています。</li> </ul>		

## I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
【8】	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
<コメント> ・月案や週案においては定期的にPDCAサイクルを回し、保育の質の向上に努めています。 ・毎月の月案での反省や年間指導計画の反省などで、次年度への指導計画を見直し、を行っています。 ・毎年、年1回の自己評価を行い、まとめたものを職員会議で話し合い、園の課題を共有し、対策についても意見を出し合っています。その結果を掲示などで保護者にも伝えています。 ・自己評価から抽出された改善すべき点は職員同士で確認し、改善に結びつけます。		
【9】	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a
<コメント> ・職員一人一人の自己評価結果はまとめて、各評価項目の優劣を測るレーダーチャートなどを作成し、視覚なども駆使しながら、課題抽出を進めます。 ・結果については全職員に周知し、職員会議などで話し合いを進めながら具体的対策を立てます。 ・園では「かわさき10年戦略」とは別に、園内部から浮上した「改善課題」について、改善策実行の担当者、グループを任命し、計画作成(P)、実行(D)、振り返り(C)、対応策などの部分修正(A)を回しながら、改善策を進めます。		



## 評価対象Ⅱ 組織の運営管理

## Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
【10】	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
<コメント> ・園長は年度初めに4月の職員会議にて、その年の古川保育園運営方針を説明し、その中で園長の役割りと責任を説明しています。 ・園には「職員役割り分掌表」があり、その中でも園長や主任保育士、乳幼児リーダー、保育士、看護師、管理栄養士、調理士などの役割分担を明確にしています。 ・また、「園だより」に園の保育ポイントや力を入れるべきことについて、園長コメントを載せて居ます。 ・「公営保育所園長業務マニュアル」や「運営マニュアル」の安全管理において、園長の役割を明確にし、不在時代行として園長補佐を指名しています。		
【11】	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
<コメント> ・園長は行政の主催する法令関連の外部研修は必ず受講し、内容は職員会議などで全職員に説明しています。 ・各職員は年2回「サービスチェック」を行い、自らの行動をサービス規律に照らし合わせて、規律を正しています。 ・ごみ収集に関しては「川崎市3R活動」のごみ分別を徹底しており、「ごみスクール」などを開き、子ども達にもわかりやすく説明しています。		
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
【12】	Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a
<コメント> ・園長、主任保育士は、各クラスから上がってくる指導計画などの振り返りに注視し、園の保育の質について、評価・分析を行っています。 ・問題点が明確になれば直ちに保育関係者に対して、アドバイス・指導を行います。 ・事業計画などの各テーマは、担当責任者、グループを指名して、主体的に取り進めるようにしていますが、必要があれば園長自らが中に入り、一緒に活動に参加しています。 ・園長は職員会議、職員個人面談などで、職員意見を吸い上げ、保育の質の改善に向けリーダーシップを発揮しています。		
【13】	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
<コメント> ・園長は全職員の勤務状況を把握し、一人一人の職員に対しては、人事評価の個人面接などで意見・希望を聞き、職員の特性を生かした働きやすい環境の実現に向け、努力しています。 ・有休休暇の消化促進に関しては、園長が休暇を取りやすいように声掛けをし、休暇取得促進を働きかけています。 ・園長は園で行う種々の会議に対して、全ての会議出席職員に対して、会議の課題を精査するように事前準備を促し、効率的な会議運営ができるように指導しています。 ・業務の効率化、実効性を高めるために、「業務の見える化ボード(何を誰が何時迄にやるかを貼りだす)」を活用し、改善への取り組みを行っている。 ・園長はコロナ禍における集合型会議は人数を制限し、日中に会議を行えるように時間を短縮し、事前資料の充実と課題の精査で効率化を図っています。		

## II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
【14】	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
<コメント> ・園での必要な人材・人員は川崎市と園で募集を掛け、確保に努めています。 ・川崎市には「人材育成基本方針」があり、川崎市として目標人材の育成を研修などを通じて実施しています。 ・保育士資格のない川崎市会計年度任用職員に対しては、日程に合わせて「子育て支援員研修」を受講し、受講資格を取りやすい環境づくりに取り組んでいます。 ・川崎市会計年度任用職員にも、園の研修担当者からのパワーポイントにまとめた「人権研修」を受講させ、感想文や研修受講報告書を出してもらっています。		
【15】	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a
<コメント> ・川崎市には「川崎市公務員育成ビジョン」「川崎市保育士育成ビジョン」があり、保育士が入職後の年数に依っての「期待する職員像等」を明確にしています。 ・「川崎市人事評価ガイドブック」の基準に基づき、業務の評価、キャリアシートの作成、個人面談が行われています。 ・「キャリアシート」には、自らの将来の希望も描くことができ、面談で育成担当者のアドバイスも得られます。 ・人事評価については「人事評価シート」を使用し、1次評価者は園長で、2次評価者は幸区保育総合支援担当課長が行います。 ・川崎市には「ジョブローテーション研修」があり、これを園の職域で実施することで、職員の幅広い適性を活かした人事配置を進めています。		
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
【16】	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a
<コメント> ・園では、働き方改革として「業務の効率化や効率の良い会議の進め方」を検討しています。 ・園長、園長補佐が労務全般の管理を行い、職員の就業状況を把握し、特に職員の休暇取得状況、時間外勤務状況などに気を配っています。 ・園では職員の心身に状況にも気を配り、年に1回「ストレスチェック」を行い、個別に結果を配布する他、必要なら産業医、専門医の面談も行います。 ・職員との面談は年3回行い、必要なら随時行います。 ・福利厚生としては、年数回行う職員の慰労会に補助金を出したり、職員運動会の企画もあります。		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
【17】	II-2-(3)-① 職員一人一人の育成に向けた取組を行っている。	a
<コメント> ・川崎市には「川崎市保育士人材育成のための手引き」があり、保育士の「期待する職員像等」を明確にしています。また、「川崎市人材育成基本方針」が根底にあり、市職員のあるべき姿として「川崎市保育士人材育成ビジョン」が策定されています。 ・「川崎市人事評価ガイドブック」の基準に基づき、業務の評価、職員一人一人の「目標管理」のためのキャリアシートの作成、個人面談が行われています。 ・「キャリアシート」には、自らの将来の希望も描くことができ、面談で育成担当者のアドバイスも得られます。 ・人事評価については「川崎市人事評価制度ガイドブック」に則った「人事評価シート」を使用し、1次評価者は園長で、2次評価者は幸区保育総合支援担当課長が行います。 ・職員は人事評価を通して自らの「年間目標設定」をもち、将来の希望的な見通しに立った業務を遂行できます。		

【18】	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・川崎市には「川崎市保育士人材育成のための手引き」があり、保育士の「期待する職員像等」を明確にしています。また、「川崎市人材育成基本方針」が根底にあり、市職員のあるべき姿として「川崎市保育士人材育成ビジョン」が策定されています。</li> <li>・川崎市による「人材育成研修」として、「階層別研修」「キャリアアップ研修」「職種別研修」「テーマ別研修」がオンラインなどで計画され、職員は誰でも受講ができるようになりました。</li> <li>・外部の「白峰研修」には今年2名が受講し、内容については「公民保育所人材育成」に向けて活用する予定です。</li> </ul>		
【19】	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人一人の教育・研修の機会が確保されている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・園では保育の質向上に向けて、「階層別」「専門職」「課題別」研修をはじめ、外部研修などを職員がバランスよく受講できるように配慮し、研修受講後は研修報告書を提出し、会議などで発表し、全職員で内容を共有できるように進めています。</li> <li>・コロナ禍で工夫された「オンライン研修」は、都合が付けば全職員が受講できることから、保育に質向上に大きく期待が持てます。</li> <li>・園長は「キャリアシート」の作成、面談により、保育士、看護師、栄養士について資格取得状況等を把握しています。</li> </ul>		
Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
【20】	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・園では「実習生受け入れの手引き」に沿って、年1~2名の実習生を受け入れています。</li> <li>・受け入れに際しては、事前に保護者、子どもたちにも説明し、実習生の目的や職種に考慮したプログラムを用意します。</li> <li>・受け入れは、①オリエンテーション(守秘義務、心構えなど)、②実習(シフト、部分実習、責任実習)、③実習日誌作成、④反省会、⑤評価、の流れで進めます。</li> <li>・園の職員に対しては、次世代保育職員の育成として説明し、十分理解して対応しています。</li> <li>・最後の「反省会」には関連する職員も参加し、アドバイスや指導・意見なども伝え、数年後の人材確保も考えて進めます。</li> <li>・1月に実習担当者研修を実施し、それに則り実習を受け入れています。</li> </ul>		

## II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
【21】	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
<コメント> ・園のホームページには、園だよりや園の情報を掲載しています。また、川崎市のサイトにも川崎市公立保育園の理念や基本方針、保育の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報なども公開しています。 ・第三者評価の評価内容については、「かながわ福祉サービス第三者評価推進機構」のほか、WAMNET、受審した第三者評価機関のホームページにも掲載されます。 ・園のホームページでは苦情・相談の体制について公表し、自己評価の分析結果なども公表しています。 ・地域に向けても、「地域に根差した保育園」をめざし、地域の掲示板の利用とチラシの作成・配布により園情報を伝えています。		
【22】	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
<コメント> ・年度初めからの職務分担を会議の中で決めることにしており、年度末に振り返りを行い、事務分担を明確に体制化し、次年度につなげている。 ・年1回川崎市の監査を受け、指摘項目につき即改善を実施し、透明かつ、解りやすい適正な運営を行っています。 ・財務監査は川崎市運営管理課が取り仕切っており、関連書類は毎年提出し、監査を受けています。		

## II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
【23】	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
<コメント> ・本園は川崎市が展開中の「新たな公立保育所」の幸区のランチ園と指定されており、役割の1つに「地域の子ども・子育て支援」事業があります。 ・各種講座として、離乳食年3回、保健年3回、保育年2回、保育連続年2回、父親の体験講座年3回、体験保育では、親子でランチ年20回、遊びの広場年10回、園庭開放、育児相談は祝祭日除き連日、など子育て、地域支援プログラムが豊富に並んでいます。 ・コロナ禍で対面、集合交流を自粛していたため、これらほとんどは実施できていません。併設の地域子育て支援スペース「ひまわりルーム」での、予約なしの室内開放、絵本の貸し出し「ベビーカースルー貸出絵本」は行っており、特に絵本貸し出しは年齢に応じた本3冊をセットしビニールに入れ、そのまま貸し出すもので、4月から半年間で249人が利用する盛況さです。11月から週2日の保育園の園庭開放を始め、親子読み語り、オンラインのオムツはずしなど少しずつ地域の子育てママさんとの交流がはじまっています。子どもの散歩時に挨拶をしたり、園児の地域との交流も大事にしており、実施しています。		
【24】	II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a
<コメント> ・毎年実習生や保育ボランティア、小中のインターシップ 小学校教諭の体験実習は受け入れていました。 ・今年はコロナ禍のため実習生のみ受入れ ボランティアらの受け入れはできていません。 ・地域の子育てサロンに職員が関わり地域のボランティアと関わり育成も努めています。		

## II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。

【25】	II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
------	--	---

## 〈コメント〉

・本園は幸区の中で3園しかない公立保育園のうちランチ園としての立場から、地域のこども子育て支援業務のほかに「民間保育園の支援業務」も課せられているため、より多くの関係機関との連携の必要性が求められています。ランチ園の園長として毎月の公立保育園長区別連絡会 3か月ごとの幸区認可保育施設長連絡会など多くの関連会議に出席しております。

・地域の直面するニーズや課題の把握には意識しなくても把握できていますが、特に幸区保育総合支援担当・南部地域療育センター・みまもり支援センター〈福祉保健センター〉、こども支援センター〈児相〉などが日常的に連携先です。家庭での虐待等の問題は要保護児童対策地域協議会で協議します。

## II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

【26】	II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a
------	--	---

## 〈コメント〉

・幸区のランチ園として「地域のこども、子育て支援」の活動拠点とし位置づけられ、各種会議や講座、イベントの主催者として保育ニーズの把握は怠ることができません。

・幸区の幼保小連絡会、幸区認可保育施設長連絡会、区主催の健康管理、給食等の看護師・栄養士連絡会や救命法の実技研修など看護師が実施しています。

・地域の親子が安心して遊べる場として併設の、地域支援スペース「ひまわりルーム」を運営し、コロナ禍でも毎日、予約無しで感染対策など配慮しながら室内開放したり、絵本の貸し出し事業「ベビーカースルー絵本貸し出し」をホームページで掲載し、半年間で250名が来場するなど好評を得ています。「子育て何でも相談BOX」等を設置し、看護師、栄養士らを配し、子育ての不安軽減や情報共有に寄与しています。

・コロナ禍で現在は見合わせているが、子育てサロンの職員派遣などもおこなっています。

・常にアンケートを取りニーズを把握し、オンラン専門講座も予定しています。

【27】	II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a
------	--	---

## 〈コメント〉

・幸区御幸地区のランチ園として「民間保育所等の支援」「人財育成」事業があります。

・それぞれ事業計画が新規開設の民間保育所の開設相談や地区内の既存の民間保育所を訪問を通じて子育ての連携を図ったりしています。今年は半年間で7園訪問し相談 支援をしています。

・園敷地内(入口は別)の子育て支援スペース「ひまわりルーム」は、地域に開放している施設で予約なしで入れて、1時間ぐらい遊べて、おもちゃも自由に使える 絵本の貸し出しもして好評です。半年で約250件貸し出しており、外で遊べない子どもと親には評判がよいようです。この地域開放施設は園の今後の地域活動の要となることが予想される拠点です。

・本園はランチ園として講座や会合、各種連絡会などの主催者として会場提供、司会など公益的な活動が多くあり、園長、園長補佐を中心に栄養士、看護師、子育て支援担当、発達コーディネーターが分担してZOOMや別室にある支援センターで連絡会議をもっています。

## 評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

## Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
【28】	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
<コメント> ・本園の保育理念は「子どもの権利を保障し…」と明記されています。公立保育所として川崎市の「子どもの権利条例」及び「子どもを虐待から守る条例」を保育の現場で具体的に生かす理念です。「権利の尊重」より一歩踏み込んだ「権利の保障」という言葉を使うことにより、保育園の責任の大きさを強調しています。川崎市「子どもの権利条例」には「ありのままの自分であること」など7つの権利があり、「虐待防止条例」には未然防止、早期発見に向けた取組があり、職員はこれらをセットにした人権研修や自主考査で理解を深めています。年度初めに職員全体で運営方針の読み合わせをし、「人権擁護のセルフチェックシート」で自らの人権意識を再確認しています。 ・園内研修でSDGsの取組や文化の違いなど受け入れること学び合い、一人一人もれなく尊重され大切にされる保育の実施に努めています。		
【29】	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	a
<コメント> ・本園には各クラスの部屋ごとにシャワー設備があり、シャワーや着替えの際にはカーテンや遮光ネットを引き慎重に対処しています。 ・おむつ交換は、トイレのスペースや見えないように子どもたちのプライバシーを守り、保育アプリ「コモドン」の導入で園行事などの写真を保護者へお便りとして送信する時、個人情報に配慮しています。スマホ、PCの普及で個人情報の取り扱い方やプライバシー侵害のケースもありうるので、動画の使用には目下市内部で検討を重ねています。市保育検討委員会作成の「不適切な保育を未然に防ぐために・保育のポイント集」ではプライバシー侵害の事例が各局面ごとく着脱、プライベートゾーン、排泄、食事>に例示され、保育士の対処方法も示されています。職員は参考にして保育現場で生かしています。		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。		
【30】	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
<コメント> ・本園は川崎市直営の保育所であるため、幸区ホームページでの情報提供は毎月更新されています。 ・「園だより」「給食だより」「漫画入りの保健だより」は毎月更新され、イベントなど園生活の様も更新されています。 ・イベント後の感想も多く紹介されており、幸区の公立園のなかでランチ園として行政との強い結びつきがあるためか 保護者には安心感を与えているようです。 ・見学者用のチラシはA4 1枚ものと15ページものの2種類があります。見学者はコロナ禍でありながら11月までに90名を超えています。園長や園長補佐・フリー保育士が案内しています。		
【31】	Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a
<コメント> ・保育説明会をクラス懇談会を兼ねてコロナ禍のなか、少人数ずつ行いました。パワーポイントを使い、先生の写真や生活の様子を写したスライドも見せ、保護者には名札をつけてもらうなど工夫を凝らした設営です。コロナ禍のため部屋に入れなかつた保護者には子どもの様子を伝えることができ、保護者からたくさんの感想が書かれていました。 ・重要事項説明は一人ずつ園長・園長補佐が直接保護者に説明し、確認をしています。保育の変更においても園長が対応し、担任もフォローしながらわかりやすい説明と同意や保護者の意向に配慮し対応しています。特に配慮の必要な家庭は、職員で情報の共有をし、ぶれのない対応や丁寧な説明をし、援助ができるようにしています。		

【32】	Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所の変更にあたっては、転園先が川崎市内公立保育園に関しては「引き継ぎの手引き」に従って引き継ぎ文書を作成し、継続的な保育を遂行できるよう配慮しています。</li> <li>・この文書を相手方に渡すことで保育の継続性が配慮され、保育が終了した後も必要に応じて面談・相談ができる仕組みです。転園先が民間保育園の場合は、保護者の承認が必要になります。</li> <li>・在園中の書類は6年間保存し、就学前の年長児担任が主となって、卒園、転園、退園後もフォローする体制が整えられています。</li> <li>・地域と密着している園として、何かあった時にはいつでも戻ってこられる場となっているようです。</li> </ul>		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。		
【33】	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者会の役員会に園長、園長補佐が出席し、保育ニーズや困りごとなどの把握に努めています。</li> <li>・行事「なかよし発表会」「秋空のカーニバル」「保護者会」「見学会等」があった時には、必ず感想・アンケートを回収し、要望や意見をまとめて、満足度を把握し、次回に向けた改善策を検討しています。</li> <li>・保護者側からの意見に対する回答も、お便り等で迅速に対応しています。これらの動きは感想文を印刷して保護者や職員に配布していることで、園の透明性がうかがえます。</li> <li>・子ども自身の満足の把握は、笑顔、態度、体調など目視で感じています。</li> <li>・遊びの様子を「保育の見える化」として写真をメインにコメントを挟んだ掲示物を作成し、即日保護者に知らせることができている。</li> <li>・ICTに強い男性職員を中心に保護者用アプリ「コドモン」を進め、保護者からの連絡、お便りの配信、登降園打刻、アンケートの実施、集計など利便性を向上させている。</li> <li>・「秋空カーニバル」「ニコニコ劇場」「防災教育を兼ねた避難訓練」「三者連携集会」など、日々起きる保育現場の様子を撮影し、即日に廊下へ掲示し顧客満足度をあげています。個人面談年1回、クラス懇談会年2回、保護者会適宜実施し、生の意見をまとめています。</li> </ul>		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
【34】	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・川崎市保育園苦情解決要綱に沿って子ども未来局運営管理課作成の、「保育園における苦情解決の流れ」が園玄関に掲示され、「福祉サービスを利用している方などから苦情等を受け付けます」として、本園での「保育園苦情解決担当者」の名前と電話番号 第三者委員2名の名前と電話番号が掲示されています。第三者委員は元園長や民生委員です。また川崎市の「サンキューコール」「市長への手紙」「川崎市市民オンブズマン」へも従来通り申請できます。</li> <li>・さらに意見箱の設置を行い、苦情解決第三者委員は年1回地区園長会で会議を持ち、助言をもらっています。</li> <li>・苦情の申し出あった際には、全職員間で迅速に周知・検討しています。保護者の思いを受け止め、改善策や方向性を見出した上で解決策に向けて着手し、公表しています。</li> </ul>		
【35】	Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・苦情受付担当者(園長補佐)、苦情解決責任者(園長)、苦情解決第三者委員2名を設置している上で、相談は担任だけでなく、看護師、栄養士や発達相談支援コーディネーター等専門性を生かして対応しています。</li> <li>・保護者側からの意見(悩みや相談を含めた)が、気軽に聞き入れることのできるプライバシーに配慮した環境を整備し、面談室も活用しています。</li> <li>・朝夕の送迎時での対応、保護者懇談会、個人面談等で「何か要望はありませんか」と必ず聞くようにしています。</li> <li>・「相談苦情対応記録」ファイルがあり、この1年で1件しかありませんでした。</li> </ul>		

【36】	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・川崎市の苦情解決の流れは、申し出があった段階でその報告を運営管理課と区の保育総合支援担当及び第三者委員へ行き、園内での解決を第三者委員の助言を得て、解決し、結果を各関係者へ報告をするルールになっています。</li> <li>・第三者委員は利用者と園責任者と話し合います。園を飛ばして直接第三者員との話できない仕組みです。</li> <li>・園は信頼を高めるために、迅速な対応が出来るようにし、内容により緊急会議を行い対応しています。苦情、相談等こまかな内容に関しても、園長への相談と共に全職員で共有しています。</li> <li>・苦情は面談、電話、書面で受付ます。</li> </ul>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
【37】	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本園は川崎市幸区の住宅街の中にあり、車が少なく、交通事故の心配も少なく、リスクマネジメントの対象は、園内での園児の事故予防に重点が置かれています。ヒヤリとした時(事故や怪我にならなかったものも含めて)は、「ヒヤリハットの検証記録」に記録し、事故検証を行います。</li> <li>・子ども自身には「防災教育」の一環で、自分の身を守るようにとの趣旨で「身体づくり」の遊びを年間を通して計画的に行い、転んでもケガをしない方法など教わっています。職員に対しては、子どもをおんぶするときは2人で行う、作品展示など高所作業にはヘルメット着用で2人体制で必ず行う、など徹底し 首から上のケガをしたときは病院へ連れてゆきます。</li> <li>・毎日の各階の「園舎管理」「給食室」「各部屋」の「安全点検」は実施者の署名入りで管理されています。本園には用務員が正規、会計年度職員の2人がおり、清掃、修繕、点検を行います。事故検証委員会があり看護師を中心とした会議で職員間で共有し、全体会議で報告がされる仕組みです。</li> </ul>		
【38】	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コロナの感染拡大予防対策は、市役所(厚労省)から逐次通達があり、看護師を中心に職員、保護者へ知らせています。</li> <li>・保育サーベイランスシステムで流行している感染症や発生状況等を把握、保護者向けへは看護師の丁寧な説明でコドモンのお便りや掲示で周知しています。</li> <li>・本園の感染防止策は11月の登園自粛要請終了後の取り扱いとして「発熱症状がある場合」「濃厚接触者に特定された場合」「PCR検査を受けた場合」に分かれた対応になっています。</li> <li>・国立感染症研究所の職員を招いた研修を看護師が受講し、全職員にしています。</li> <li>・「手洗いは30秒間でウイルスの80%流せる」「15秒間では2回手洗いすること」「食事前、排便後は必ず丁寧に」「オムツ交換は決まった場所で行う」「食時場所では交差しないように」「食事テーブル、玩具は水拭きでOK」「サーベイランスに注意」「流行しなかった感染症が大流行するおそれあり」、などです。</li> </ul>		
【39】	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的にやっている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本園は火事、地震を念頭においた危機管理、避難計画が中心で、毎月訓練が行われています。</li> <li>・本園では「子ども自身が自分で自分の身を守る事ができるように身に着けること」、を主眼とした危機回避訓練を行っています。これは防災教育として、「3階テラスで実際に揺れを体験する訓練」「火事の煙体験では低い姿勢で歩き、テーブルの下に隠れる」訓練や、「室内が散乱した場合、それをすり抜けて歩く」「停電で暗い闇のなか過ごす練習」など実際に起きやすい事態を想定した実践訓練です。防災教育を保育の中に取り入れることで、防災に対する意識を子どもや保護者へも伝えながら、職員間でも防災への意識強化に役立っています。</li> <li>・毎月2回伝言ダイヤルのテスト、引き取り訓練や小学校への避難訓練、消防訓練等シミュレーションを徹底して行い、いざというときに備えています。</li> <li>・保育園の見学者用小冊子には、「大規模地震&lt;震度6弱以上&gt;の場合は臨時休園とする」との大きな記載があり「緊急メール」の一斉メール配信で連絡する、など注意を喚起しています。</li> </ul>		



## Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
【40】	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a
<コメント> ・標準的な保育サービスの実施方法は、保育所保育指針に則った川崎市作成の「保育の質ガイドブック」「事例集」を基に、多数のマニュアル集が作成されています。 ・子どもの人権を尊重しプライバシー保護に配慮した内容で職員は、各種研修で情報共有することで職員間で差異のない保育に努めています。 ・本園には正規職員27名と会計年度任用職員ら16名がおり、保育の実施については全体会議、乳幼児会議、クラスリーダ会議、給食会議、任用職員会議らの定期的な会議で確認され共有されています。 ・保育内容としては指導計画を各年齢ごとに策定し、年間、月間、週案と作成し、乳児と障がい児には個人別の指導計画が作成されています。本園の場合は、幸区のランチ園としての機能を実施するために、「全体的な計画」の中で「新たな公立保育所の機能、ランチ園として」が付加され、「地域の子ども・子育て支援」「民間保育所等の支援」「公・民保育所人材の育成」の事業とその実施方法が具体的に文書化されています。		
【41】	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
<コメント> ・保育内容についての標準的な見直しをする仕組みが確立しています。保育の質ガイドブックに沿った3つの要素「保育内容」「保育環境」「組織管理体制」に連なる25の視点を3段階に分けてその達成度を振り返り、見直しするPDCA手法です。 ・学年単位での反省を毎月ごと、4半期ごと、年ごとに分けて保育内容やマニュアル類の見直し、指導計画の書式の変更などを保護者からの感想やアンケートを取り、見直し、反映させています。		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
【42】	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	a
<コメント> ・入園時に一人一人の子どもの心身の発達状況や家庭での養育状況を、児童票や健康診断表で把握、個人面談で補充しています。 ・入園後は朝夕の口頭での情報交換、連絡表のやり取り、各指導計画(月、週)の実施状況から把握するなど、クラス担当が子どもの状況を多方面からの確に捉えてアセスメントに基づいて指導計画を作成し、更に職員に周知し、的確な保育の提供に努めています。 ・全体的な計画、各種指導計画書は各クラスの部屋に常備され 必要に応じて見られます。乳児と障がい児には個人別指導計画が策定され、幼児は個別計画がないため月計画に「個別配慮児」欄を設け、個人ごとに6ヶ月単位で児童票に記録しています。様々な支援を必要とする子がいますが、その一人一人に必要な支援ができるよう、また必要に応じて関係機関と連携しています。		
【43】	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a
<コメント> ・年間指導計画はクラス担当が素案を作成し、5月の会議で報告、月指導計画は翌月5日まで、週日指導計画は前週末に園長へ提出します。その評価見直しは、振り返りがあった時点で職員間で話し合い、合意の上、翌月の指導計画作成に反映させています。 ・本園はPDCAサイクルの評価手法を使っています。月間指導計画書には「ねらい(P)」「内容;養護、教育(健康、人間関係、環境、言葉、表現の5領域)の行動(DO)」と、「評価反省(C)」、「改善(A)」などが記載され、毎月、4半期、年間と各々「自己評価」が記載されています。その年の終わりに子どもの発達が「ねらい」に沿っているかを各クラス担任は観察して、職員と会議で話し合い、反省、見直しを行っています。他職員も共有し、意見を伝え次の保育に反映させています。 ・職員全員は年間の保育実施を振り返る「自己評価」を提出する仕組みになっています。		

## Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。

【44】	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乳児は個人別の「観察・個人記録」で毎月と3か月ごとに記録されています。発達の「めやす」としてとその達成状況を毎月3ヶ月ごとに、食事、生活習慣、全身運動、手指の動き、人間関係、など8項目にわたり進み具合がチェックされています。「保育士の関わり状況」「保護者に関する事項」も併せて記入されています</li> <li>・幼児は3か月ごとの子ども一人ひとりの発達が児童票に記録され、必要に応じて職員会議などで職員間で共有され保育に活かされています。</li> <li>・障がい児は、個別計画を作成し、発達支援が必要な子は「個別配慮」欄で記録されます。</li> <li>・記録は共通の形式で、手引きを作成し、会議で配布し、全職員で統一しています。</li> <li>・本園は保育アプリ「ドコモン」を導入し、園だよりなどお知らせものや欠席等の連絡、登降園管理、で運用しています。来年度には連絡表、各種指導計画作成などが予定されています。</li> </ul>		
【45】	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育に関する記録の管理責任者は園長です。本園の正規職員は保育士の資格を持つ地方公務員です。地方公務員の「守秘義務」と保育士としての「守秘義務」が同時に課せられています。</li> <li>・会計年度任用職員は「準公務員」扱いで「守秘義務」はありません。</li> <li>・個人情報に記載されている書類に関しては施錠できる棚などで管理し、卒園・退園児の情報に関して、6年間保存した後、廃棄など適正に文書保存で管理しています。</li> <li>・園内での写真・名前・共有する情報の掲示など個人情報などの取り扱いは、重要事項説明の際同意書をもっています。</li> <li>・動画の公開については規制を考え検討中のようです。USB・SDカードに関しては透明ケースで管理し 取り出し者の名前と時間を記入し、目で見てその状態がわかるようにしています。SDカード、カメラも園外持ち出しは禁止です。</li> <li>・すこやか手帳、連絡帳も個人情報と考え鍵付き書庫で管理しています。</li> <li>・児童保育要録は3月半ばまでに小学校へ持参、受領書に校長印をもらっています。</li> </ul>		

&lt;別紙2-2-3(内容評価・保育所版)&gt;

## 第三者評価結果 古川保育園

### A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 全体的な計画の編成		
【A1】	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「全体的な計画」は保育所保育指針に則り、川崎市の「子どもの権利条例」及び「子どもを虐待から守る条例」を参考にして編成された川崎市公立保育園の統一様式であり、「子どもの権利を保障し…」と明記された保育理念も全公立保育園の統一理念です。「権利の保障」という概念は子どもの「権利の尊重」という言葉よりも強く、川崎市のこどもの人権に対する強い姿勢をにじませています。</li> <li>・「全体的な計画」を特色づけるのは、川崎市が展開中の「新たな公立保育所」の機能を3項目掲げていることです。</li> <li>・本園は幸区のランチ園と位置づけられ、その機能として「地域のこども・子育て」「民間保育所等への支援」「公・民保育所人材育成」の事業と具体的な施策が例示されています。また、増加中の発達支援児対策として「インクルーシブ保育」が計画に加わっています。</li> <li>・本園は地域特性として働く保護者が多く早朝7時から20時までと保育時間が長いことも特色となっています。</li> </ul>		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
【A2】	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和27年(1952年)開設以来、半世紀を過ぎ、令和2年9月に新築した川崎市最古参の保育園で、1、2、3、4歳児は2部屋つつある少人数保育です。</li> <li>・広い保育室と、園庭も屋上と地上の2か所あり、ゆったりして子どもたちはのびのびと遊んでいます。</li> <li>・新園舎は設計段階より職員間で検討し、年齢により配置、手洗いやシャワーは各部屋につけ、動線を含めて衛生的、且つ過ごしやすい環境を整えたものとなっています。</li> <li>・玄関と別の入り口にある地域スペース「ひまわりルーム」の入り口には、防犯カメラを設置、24時間4方向からの撮影が可能です。</li> <li>・部屋の設備はオール木材で木のぬくもりを感じさせます。乳児の2階部屋は床暖房です。各部屋の換気 温度は事務室での集中制御、正・非正規2人の用務員が清掃、修繕はこなし、毎月の安全点検は用務員と保育士が行い、危険な箇所を見つけると、即座に職員全員で周知し、即座に改善しています。各部屋の点検も毎日担当者の署名があります。全体会議には用務員も出席、その状況を毎月報告しています。</li> </ul>		
【A3】	A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育方針に「個人差に配慮しながら」「子どもたち一人ひとりの良さを認め」とあるように、子どものありのままの姿を受け入れることを最重点に、入園前の個人資料や入園後の成長発達記録で個人差を十分に把握し、職員間で共有し、支援しています。</li> <li>・職員は毎年の自主考査で、子どもの人権やプライバシーについて話し合い、保育の見直しをし、職員一人一人への関わり方について話し合い、子どもの気持ち、個人差、発達に応じた保育を展開しています。</li> <li>・本園には発達相談支援コーディネーターが6名在籍し、各クラスに1人ずつ配置され、子どもの様子を見て、必要な時には手を差し伸べています。</li> <li>・保護者の個人面談を実施し、発達過程や家庭環境を十分に把握し尊重して、指導計画に個別配慮を記載し、保育に反映させています。</li> <li>・本園には全員参加の全体会議、乳児会議、幼児会議、給食会議、クラスリーダー会議、コーディネーター会議が定期的に行われ、その議事録は1週以内の閲覧が義務付けられ、自分自身を振り返り、見直しつつ、子どもに合わせた保育にあたっています。</li> </ul>		

【A4】	A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもが基本的な生活習慣(食事、排泄、睡眠、着脱の仕方等)を身につけるための保育士の援助は、年間、月間の各指導計画の「健康」欄でその取り組みが詳細に述べられています。</li> <li>・乳児については個人ごとの発達に応じ、適切な時期に援助、あるいは子どもの自発的な行動を促し、更なる意欲につながるよう個別に援助しています。生活習慣の習得には家庭との連携が必須であり、24時間の生活リズムのなかで、保育園でできること、家庭でできることを保護者と話し合い、相互に家庭と園の様子を伝えあいながら、発達に合わせた援助を行なっています。</li> <li>・生活の流れを絵カードを用いて分かりやすく、手洗い、おもちゃ遊び、ぼうし、着替える、うわばき、絵本などの整理など、生活の流れのポイントを絵で表現することで、子どもはそのカードをみて次は何をするかを判断することができる仕組みです。「見える化」は看護師、栄養士、保育士の「3者連携集会のシリーズ」でも取り入れ、例えば、「生活リズム3」、ではうんちを取り上げ、食べたものがうんちとして出るまでを、見本を使って分かりやすく子どもに教え、健康、食事の大切さを教えています。</li> </ul>		
【A5】	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・どのクラスも積極的な身体を動かすことを取り入れ、怪我につながらない丈夫な身体づくりを目指しています。</li> <li>・コロナ禍に配慮しながら、一日一回は園庭又は3階テラス、散歩など戸外で身体を動かす時間を確保し、散歩や遠足の機会をもち、地域の人に挨拶し、触れ合ったり交通ルールを守る経験をしています。</li> <li>・園内研修で「身体づくり」をテーマに、乳児から幼児まで年間を通して室内外で進んで身体を動かし、健康な身体作りのための遊びを実践しているのです。</li> <li>・各クラスは遊具を見直し、子どもが自分で選び考え、過ごせる環境設定をし、園庭では、畑や花壇を作り、野菜やお米を育てています。一人一人に合わせた生活リズムを組み立てながら、睡眠、食事、遊びを安心して行える環境作りをし、いくつかの遊びを提供し、子ども達が興味を示す遊びをそこからもっと広がりをもてるよう、次に遊びが展開できる物を準備しています。</li> </ul>		
【A6】	A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・0歳児は月齢差ばかりでなく、個人差が大きく、成長の差もそれぞれです。連絡帳や口頭での会話などで家庭での様子を丁寧に把握しています。本園には0才児は6名と少ないのは保護者が育休をとれる企業勤務だからのようです。</li> <li>・2人の保育士、看護師が共同で担当していますが、できるだけ特定の保育士がしっかり愛着関係を築き、一人一人の発育発達に応じた関わり方をしています。部屋は広く、子どもがゆったり過ごせるよう環境作りを工夫しています。</li> <li>・保護者は様々な不安を抱えていると考えられるので、担任以外も挨拶を明るく交わすと共に、優しい言葉かけなど安心して預けられる雰囲気作りを心がけています。</li> <li>・一人一人に合わせた生活リズムで睡眠、食事、遊びを行える環境作りをし、子どもの気持ちを代弁しながらスキンシップ、手遊び、ふれあい遊びで楽しさを共有し、愛着関係を深め、保護者に日々の様子を伝えています。</li> </ul>		
【A7】	A-1-(2)-⑥ 1歳以上3歳児未満の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年間指導計画では、「自分でやってみようとする自我が芽生える時期」として、基本的な生活習慣を保育士に援助してもらいながら自分でやってみようとし、探索活動や全身を使った遊びで友達と一緒に遊ぶことを楽しんでいきます。</li> <li>・保育士はその育ちを受け止め、意欲を大切に、家庭と連携を密に行いながら、自我の育ちを支えています。自分でやりたい気持ち、できなかった時の悔しい気持ちを受け止め、言葉でうまく表現できない子への代弁をして友達との関わりを深めています。</li> <li>・2歳児は自分で何でもやりたがり、やれることが増えてくるので、子どもが自発的に活動できるよう、動線に配慮しながら、玩具や室内レイアウトの整備にあたっています。この年齢から音をきいて身体を動かす事の楽しさを味わう「リズム遊び」を取り入れ、運動機能を発達させ、「身体づくり」につなげてゆくプログラムを5歳まで系統的に組んでいます。</li> <li>・1、2才児は2クラスに分けることで落ち着いた雰囲気の中でゆったりと生活し、一人ひとりを十分受け止め、甘えたり、できない部分は援助しながら方法を伝える事で身につけられるようにしています。</li> </ul>		

【A8】	A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3、4歳クラスは各クラス30人を15人ずつに分け、独立した部屋で過ごすことにより落ち着いた雰囲気の中で、心地よい生活リズムで1日を過ごすことができる環境にしています。自分ができることの喜び、基本的な生活習慣を身に付け、自分の体を使って遊ぶ楽しさを、その子どもの姿、活動の様子を週・月間・4半期ごとの指導計画の振り返り欄で捉えています。</li> <li>・5才児は1クラスで集団生活を行い、共同的な活動を通して、「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」をイメージしながら保育する「エピソード記録」を各クラスで取っています。</li> <li>・毎日の動きから10の姿への萌芽、関連性を拾い出し、行動を分析して「この行動は自立心につながる」などと例示して記録してゆく、子どもの発達の方向性が掴める貴重なデータとなっています。</li> <li>・職員は状況を共有してPDCAサイクルに活かしています。</li> <li>・全クラスを通じて行うプロジェクト「身体づくり」は、「さくら・さくらんぼのリズム遊び」をしながら、集団あそびの中での自分のコントロールや、転んでもケガをしない身体を身につける遊びです。その成果を見せる園最大の行事「秋空のカーニバル」がクラスごとに行われ、運動、人間関係、言葉、造形など5領域での進歩をうかがわせています。</li> </ul>		
【A9】	A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全体的な計画では、障害児保育をより幅広くとらえた「インクルーシブ保育」(統合保育)を掲げています。</li> <li>・本園には6名の発達相談支援コーディネーターがおり、コーディネーターが中心となり、外部講師を招いての連続園内研修で知識や最新の情報を習得し、気になる子には運営管理課を通じて巡回相談・発達相談を実施する支援体制もあり、個人差を理解した保育が実施されております。</li> <li>・認定障害児は12項目からなる個別支援計画書を作成して年4回見直しをしています。気になる子は各クラスに配置された発達相談支援コーディネーターが見守り、毎月1回土曜日に個別相談で相談に応じるなど手厚い支援をしています。全体会議やコーディネーター会議で「個別対応ケースの取組」で個人ごとの特性を把握、対応はできております。</li> <li>・新園舎はバリアフリーな園舎で車いすも室内に入ることができ、視覚障害のある人に対しての点字ブロックや多目的トイレも整備し、ぶつつかってもケガをしないよう丸い角にしています。</li> <li>・発達障害のある子ども達は毎日の生活は何ら違和感なく生活できているようです。</li> </ul>		
【A10】	A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本園は最寄りの駅から徒歩15分と遠く、企業勤めの保護者が多いため、今年から公立保育所全園で朝7時から夜8時までの延長保育を行っています。</li> <li>・会計年度任用職員を固定して配置することで、子どもが安心して過ごせ、保護者が不安にならないような丁寧な保育です。</li> <li>・延長保育の補食ははいが精米を使った混ぜご飯で、魚鮭 大豆、ツナなど温かい食事、保護者からは感謝されています。6時半以降一階の1室または2室に集まり、異年齢保育になりますが、専用の遊具 ゆったりとしたスペースで疲れの出た体を休ませています。保育者は朝、日中、夕方と時差勤務のため、引き継ぎ簿を作成し、保育者が変わるたびに必要事項を送りし、細やかな配慮をした保育を行っています。</li> </ul>		
【A11】	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「全体的な計画」及び「5歳児年間指導計画」で、小学校への円滑な接続と小学校への興味関心や期待を持てる保育を目標に掲げています。</li> <li>・小学校へ保育要録を持参して個々の様子を伝え、配慮の必要とする子どもの様子を具体的に知らせ、保護者対応も丁寧に引継ぎをしています。</li> <li>・個人面談で保護者が抱く就学前の不安を聞き、取り除いています。今年では実現できませんが、小学校訪問と交流を通して、子どもたちに小学校への期待と見通しを知らせています。</li> </ul>		

## A-1-(3) 健康管理

【A12】	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの健康管理マニュアルを整備しています。常勤の看護師がおり、体調不良やケガの際は適切な対応を行っています。</li> <li>・保育中に子どもの体調悪化やケガが発生した場合、保護者に連絡を取りながら対応しています。</li> <li>・年間の保健計画は看護師が作成しています。また、毎月の「園だより」の中に「保健だより」を掲載し、保護者に園の状態を報告しています。</li> <li>・入園の際に保護者にはうつぶせ寝は避けるように伝えています。午睡時には0歳児は5分、1歳児は10分おきに、2歳児は15分おき、3～5歳児は30分ごとにブレスチェックを行い、日誌に記録しています。</li> <li>・SIDSのみならず、SUDIについても職員や0歳児の保護者に対して情報提供を行い、また、園では心身蘇生法やエビペン訓練も実施しています。</li> </ul>		
【A13】	A-1-(3)-② 健康診断・歯科検診の結果を保育に反映している。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康診断は、0～1歳児では年6回、2～5歳児では年2回の園医による健康診断を行っています。歯科健診は通常年2回行います。診断、健診の結果は、医療に関する保護者との連絡帳「健やか手帳」に書き込み、手渡すほか、口頭でも担任から伝えています。</li> <li>・特に歯科健診では、日ごろの保健だよりでは伝えきれないピンポイント情報を盛り込んだお便りを保護者に手渡しています。</li> </ul>		
【A14】	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食物アレルギーのある子については「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」をもとに、医師の「除去食申請に対する主治医意見書」を「川崎市健康管理委員会」に提出し、認定を受けて取り進めています。</li> <li>・除去食内容についても継続的に医師の指示を得て進めています。</li> <li>・前月末に当月の除去食メニューを作成し、「アレルギー児連絡ノート」に記載し、保護者の承諾を得ながら進めています。また、医師への定期的受診を奨めています。</li> <li>・川崎市の関連研修には必ず栄養士が出席し、内容を全職員に研修報告書などで周知しています。</li> <li>・保護者には個別面談、クラス懇談会、保育内容説明会などでアレルギー対応についての理解を求めています。</li> </ul>		

## A-1-(4) 食事

【A15】	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫している。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・園では「年間食育計画」を策定し、保護者にも「古川保育園の冊子」に掲載し、配布しています。</li> <li>・園には栄養士、看護師、保育士の「三者連携グループ」があり、三者が協力し合って、「食育」「感染防止」「歯磨き」などの基本的な生活習慣に関する活動を盛り上げています。子どもたちには具体的な栄養などの話をするこ とで、食事の楽しさや、色々な栄養の必要性を伝え、食への意欲につなげています。</li> <li>・子ども一人一人の食べられる量を大切に、自分から進んで食べられる量を申告できるようにすることも大切 にしています。</li> <li>・献立を立てるときにも、子どもが食べやすい形態、味を研究しながら作成しています。</li> <li>・子ども、保護者それぞれに向けた食に対する意欲を育むように活動を進めています。</li> <li>・食事材料の三色栄養の説明に関しても、5歳児は毎食ごとに当番が皆に説明しています。</li> </ul>		
【A16】	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供して いる。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「保育園給食の手引き」の中の、「衛生管理マニュアル」に沿って、園は衛生管理を行っています。</li> <li>・調理室では子どもたちに安心して出せる温かい給食やおやつを提供するために、温度や時間を記録して、適 時、適温で調理を行っています。</li> <li>・栄養士が食事時間に各クラスを巡回して子どもたちの喫食状況を確認、把握し、合わせて離乳食形態や食形 態を個々に確認しています。</li> <li>・日本の季節に合わせた伝統料理、ひな祭りのちらし寿司、桜の季節には桜餅、七夕には天の川そうめんのよう に、季節感を折り込んだ食事を提供しています。また、他国籍の料理や地域の名物を盛り込んだおやつにも挑 戦しています。</li> </ul>		

## A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
【A17】	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
<コメント> ・どんな些細な出来事でも保護者に子どもの姿や成長を伝えることで、保護者との情報共有や信頼関係の構築につながります。 ・また、必要に応じて記録に残し、職員間で情報を共有することも大切です。 ・個人連絡ノートは0、1、2歳児までで、内容的に必要な場合には児童票に転記します。 ・3歳児以上はクラス活動の掲示で保護者と連絡し合いますが、個人情報に関する事案では口頭で話し合います。 ・その日の保育内容は記録され保護者には口頭で伝えられるほか、写真を利用し、「見える化」された伝達も行っています。		
A-2-(2) 保護者等の支援		
【A18】	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
<コメント> ・日ごろから保護者とのコミュニケーションを重視し、どんな小さなことでも子どもの様子を伝え、エピソードを話して、信頼関係を深めています。 ・園長、園長補佐、担任は、必要に応じて保護者のお迎えを待ち、直接保護者の顔を見て話をし、今現在の悩みをタイムリーに聞き、相談に応じています。面談に関しては保護者の送迎時間に合わせた対応をしています。 ・相談内容により、栄養士・看護師・発達相談支援コーディネーターが同席し、助言を行うこともあります。		
【A19】	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a
<コメント> ・虐待防止に関するマニュアルは明文化され全保育士がいつでも閲覧でき、気づきのポイントは事務室に掲示しています。 ・毎日の子どもの様子チェックは「緊急対応マニュアル」の中に明記されており、全職員に周知しています。 ・児童家庭センターとの密な連絡を取り合い虐待の恐れのある家庭、あるいは要保護児童家庭に対して早期発見に努めています。 ・虐待の恐れのある場合は、保護者から話を聞いて問題をくみ上げるように傾聴して次の対応につなげられるようにしています。 ・川崎市が主催する虐待防止に関する研修に参加して常に新しい内容を共有しています。 ・事例が発生した場合は、個別虐待記録に記載し、児童相談所と話し合い、解決するようにしています。		



## A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)		
【A20】	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年度末に職員の自己評価を行い、園長、園長補佐はこれをまとめ上げ、各評価項目の評価数字を分析・解析することで本園の潜在的課題が浮き彫りになり次年度の事業計画の改善課題として取り上げます。</li> <li>・まとめた「自己評価結果」は職員会議でも発表され、職員間で議論し、園内に掲示や配布をして保護者にも伝えていきます。</li> <li>・自己評価のベースとなるのは、月案、週案での「振り返り」から導かれるもので、子どもの心の育ち、意欲や取り組む過程に配慮して振り返りを行っています。</li> <li>・並行して職員は「キャリアシート」を作成し、自己評価での反省をもとにして、次年度どう自らが成長するか「成長目標」を掲げた「目標管理」を打ち出し、個人面談で育成担当者のアドバイスを心得て進めます。</li> </ul>		